

Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

## 1 業務概要

- (1) 事業の目的 本業務では、こおりやま広域圏において、まちづくりや地域活動に意欲的なZ世代(※)が、地域においてやりたいことを実現するために、Z世代が主体的にプロジェクトの企画立案及び運営する上で必要となるノウハウ習得等に係る伴走支援を行う。また、本業務を通じて、Z世代が積極的にチャレンジできる機会を創出することで、Z世代のチャレンジマインドや地域愛の醸成を通じて地域への定着を促進し、「若者に選ばれるまち」を実現するための環境を整備することを目的とする。  
※本業務におけるZ世代は、概ね1995(平成7)年4月2日2010(平成22)年4月1日生まれの者とする。
- (2) 業務名 Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務委託
- (3) 業務内容 Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和8年11月30日まで
- (5) 提案上限金額 ¥2,266,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱(令和7年3月28日制定)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154条)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終

結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

オ 国税及び郡山市税を滞納している者でないこと。

カ 別紙仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること、及び本市の指示に柔軟に対応できること。

キ この公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本市における 10 代、20 代の若者を対象とした業務を実施した実績を有すること。

(2) 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、(1) 及び次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

イ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。

ウ 前項アからカまでの要件については、共同企業体の全企業が満たしていること。

エ 前項キの要件については共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること

### 3 スケジュール

公告	令和 8 年 4 月 30 日
質問受付締切	令和 8 年 5 月 14 日午後 5 時
質問回答	令和 8 年 5 月 15 日
申込書等受付締切	令和 8 年 5 月 27 日午後 5 時
資格審査通知期限	令和 8 年 5 月 28 日
結果通知	令和 8 年 6 月 5 日
見積徴取及び契約締結	令和 8 年 6 月 10 日

### 4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和 8 年 5 月 14 日（木）午後 5 時（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式第 1 号）を電子メールでダイバーシティ推進課に提出し、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答日：令和 8 年 5 月 15 日（金）

(4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）

## 5 参加申込書等の作成及び提出

### (1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 事業者概要（様式第3号）

ウ 業務実績表（様式第4号）

※本実施要領「2 参加資格(1)キ」に該当する業務実績を記載すること。

※当該業務実績表は、企画提案書、参考見積書と併せ審査の評価対象として扱う。

エ 企画提案書（任意様式）

(ア) 提案は、1社につき1案とする。

(イ) 提出部数は、9部（正本1部、副本8部）とする。なお、副本は事業者名を黒塗りとすること。また、正本のPDFデータを格納したCD-Rなどのメディアを提出すること。

(ウ) 項目は、表紙、目次、本編、業務実施体制、業務スケジュールで構成することとし、本編に仕様書「3業務の内容」の具体的な企画内容等を記載すること。

(エ) 業務実施体制（任意様式）

本業務を受託するにあたっての業務責任者、各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

(オ) 業務スケジュール（任意様式）

令和8年6月10日に契約を締結するものと想定し、委託期間中の業務スケジュール案を記載すること。

(カ) 書類サイズは原則A4版とするが、必要に応じてA3版（折り込むようにすること。）も可とする。

(キ) ページ数は、表紙、目次を除き、20ページ（両面印刷で10枚）を上限とする。

(ク) 専門用語や略語等には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。

オ 参考見積書（任意様式）

本業務の経費について、業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）がわかるように見積金額とその内訳書を記載すること。

カ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

※発行日から3か月以内で最新の登録事項を確認できるもの。

キ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ク 委任状（様式第5号）

※支店、営業所等で申請を行う場合のみ提出を必要とする。

ケ 共同企業体の結成に係る協定書の写し（共同企業体のみ）

- (2) 提出期限：令和8年5月27日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出場所：郡山市役所西庁舎3階 郡山市市民部ダイバーシティ推進課  
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号
- (4) 提出方法：持参又は郵送による。
  - ※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。
  - ※郵送の場合は、書留等の発送・配達の確認ができる方法によることとし、提出期限までに到着したものを有効とする。
  - ※いずれの場合も事前に電話で連絡すること。

## 6 審査方法

- (1) 資格審査
  - 「2 参加資格」の事項を全て満たす者か審査する。結果については、令和8年5月28日までに書面により通知する。
- (2) 選定委員会
  - 発注者は、プロポーザルについて審査を行うため、「Koriyama Z-PRO(こおりやま広域圏Z世代プロジェクト創出・伴走支援)事業業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下、「審査委員会」）」を置く。
- (3) 提案内容の審査
  - 「審査委員会」において、審査・選定を行う。提案内容の審査対象項目は本実施要項5(1)ウからオである。審査方法は書面審査を基本とするが、審査を進める中で必要に応じヒアリングを行う場合がある。なお、プレゼンテーションは行わない。

## 7 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

- (1) 業務実施体制（10点）
  - (2) 業務実績（10点）
  - (3) 提案内容の的確性（30点）
  - (4) 提案内容の独創性（20点）
  - (5) 提案内容の実現性（20点）
  - (6) 参考見積（10点）
- ※参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とすることに何ら支障がないものとする。

※企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の 50%未満となった場合は、契約候補者としがないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。

※評価点の最も高い者が複数いた場合、(3)～(5)の提案内容の点数が最も高い者を契約候補者とする。

## 8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 9 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「8 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 発注者は契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。
- (4) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）第8条第5号により免除とする。
- (5) 契約書の作成を要する。
- (6) 支払いについては、全ての業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 10 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市市民部ダイバーシティ推進課 Z 世代活躍係

電話番号：024-924-3351

E-mail：z-generation@city.koriyama.lg.jp

## 11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。